## る国保会



## ~国保の加入届出について

75歳になり、被用者保険(社会保険、船員保険、共済保険など)から後期高齢者医療 制度に変わることにより、その扶養家族の方が新たに国民健康保険に加入する場合の手 続きについてお知らせします。

- ●75歳になった方や、65歳以上74歳の方で一定の障がいにより後期高齢者医療広域連 合から認定を受けた方(\*1)は、後期高齢者医療制度に加入することとなり、現在加 入している国民健康保険や、被用者保険(社会保険、船員保険、共済保険など)の被保 険者・被扶養者の資格は喪失します。
  - \*1 障がい認定の申請を撤回することによって、後期高齢者医療制度に加入せず国 民健康保険または被用者保険に加入することもできます。
- ●被保険者が資格喪失したことに伴い、75歳未満の扶養されている方も被扶養者の資 格を喪失するため、新たに国民健康保険に加入(他の被用者保険の被保険者や、被扶 養者に加入する場合は除きます)することになります。

国民健康保険に加入する場合は、お住まいの市(区)町村で手続きをする必要がありま す。以下の必要書類をお持ちになり、14日以内に手続きを行ってください。

## 必要書類

- ① 被用者保険の資格喪失日が分かるもの(資格喪失連絡票)
- ② 印かん

被保険者が後期高齢者医療制度に加入することに伴い、国民健康保険に新たに加入す ることとなった被扶養者のうち、65歳以上75歳未満の保険料(税)については、申請 により軽減が受けられます。

- ●国民健康保険に加入した場合の保険税については、申 請をすることで軽減が受けられます。軽減の詳しい内 容は税務課保険税担当までお問い合わせください。
- ●国保税は、国保に加入した日から月割りで賦課され、 翌月からの納付となります。

※例外:2~5月届出の場合のみ、7月から納付。



○お問い合わせ

庁】住民課 国保係

税務課 住民税係

【佐賀支所】地域住民課総合窓口第2係 ☎55-3111(課直通)

☎43-2800(課直通)

☎43-2816(課直通)